

# 「子ども・子育て支援新制度」 平成27年度スタートに向けて

# 健やかに成長 できる社会の ために



「子ども・子育て支援新制度」は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応し、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長できる社会を目指すため、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度です。

平成27年4月から全国の市町村でスタートする予定です。

【問】福祉課・福祉室 ☎(56)2224

## 新たな制度の目的

子ども・子育て支援新制度(以下、「新制度」といいます。)とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度をいい、平成27年4月からスタートする予定です。新制度は3つの目的を掲げています。

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- (2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- (3) 地域の子ども・子育て支援の充実

## 子ども・子育て関連3法とは

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

- (1) 子ども・子育て支援法
- (2) 認定こども園法の一部を改正する法律
- (3) 関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正)

## 制度の主な内容

- (1) 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供のために

幼児教育と保育を一体的に提供する(幼稚園と保育所の機能を併せもつ)認定こども園の普及のため、認可・指導・監督の一本化など制度の改善を図るとされています。

具体的には、認定こども園のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の認定こども園について見直しを行い、これまで複雑であった設置の手続きを簡素化するほか、行政からの指導・監督や財政措置が一本化されます。

- (2) 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善のために

市町村は、地域のニーズを踏まえ「子ども・子育て支援事業計画」を定め、認定こども園や保育所、新設される地域型保育事業(※)を組み合わせて計画的に整備することとされています。

また、認定こども園・幼稚園・保育所の給付制度を統一するとともに、地域型保育事業の給付制度を創設するなど、教育・保育に対する財政措置の充実を図ることとされています。

※「地域型保育事業」：3歳未満の少人数の子どもを保育する4事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業)

- (3) 地域子ども・子育て支援事業の充実のために
- 地域における子育て支援に関するニーズに対応するため、「利用者支援」など新たな事業の創設や「放課後児童クラブ(留守家庭子ども会)」、「一時預かり」などすでにある事業の充実を図ることとされています。

## 川 根本町の取り組み

市町村は、新制度の実施主体として「子ども・子育て関連3法」に基づく国の基本方針により、地

# 子育てをする喜びを感じられる町に



川根本町長  
鈴木敏夫

すべての子どもたちが健やかに育つ環境整備のため、「子ども・子育て支援新制度」が全国で始まります。

本町に合った事業計画を策定するため、5月27日に「民生委員・児童委員」「保育園・幼稚園園長」「子育てサークル代表」の皆さんをはじめ、10人の委員で構成する「川根本町子ども・子育て会議」（鳥居進会長）を設立しました。

「南アルプスユネスコエコパーク」に登録された本町の大自然は、子どもたちがのびのびと成長するためにうってつけの環境です。「川根本町で子どもを産み、育てたい」と思えるまちづくりを進めていきます。



域の保育需要をはじめとしたさまざまな子育て支援サービスのニーズを把握し、「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとなっています。

本町においても、子ども・子育て支援に関する町民の皆さまのニーズを把握するとともに「川根本町子ども・子育て会議」において、子育て支援事業関係者や教育関係者の方々から、意見を伺いながら、円滑に新制度に移行できるよう、事業計画の策定を進めていきます。

## 新制度 Q & A

### Q 入園などの手続きはどう変わるの？

新制度では、幼児教育・保育を希望される場合は、町に申請していただき、保育の必要性の有無や必要量等の認定（支給認定）といえます）を受け

ていただく必要があります。町は、認定内容を記載した「支給認定証」を発行します。

保護者の方は、認定された内容に応じて、認定こども園・幼稚園・保育所・家庭的保育（保育ママ）などの中から、それぞれのニーズに合った施設・事業を利用いただくこととなります。保育が必要な方については、町が利用の調整を行います。

具体的な手続きについては決まり次第、お知らせします。

### Q 保育料（利用料）はどうなるの？

利用される方に負担いただく費用（保育料）については、現在の負担の水準や利用者の負担能力を踏まえて設定されますが詳しくは、今後、国において議論されます。

### Q 今ある「保育園」や「幼稚園」はどうなるの？

既存の「保育園」と「幼稚園」については、これまでどおり「保育園」や「幼稚園」として継続される場合もあれば、「認定こども園」に移行される場合もあります。

また、「幼稚園」については、新しい給付制度に移行される場合と移行せずにこれまでどおりの場合の2つの形になります。

### Q いつから制度が変わるの？

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートする予定です。平成27年4月以降、幼児教育・保育を希望される場合の支給認定の手続きは、平成26年秋頃からの開始を予定しております。  
具体的な手続きや時期については、決まり次第お知らせします。